

「社会保険労務士による相談窓口」に係る設置期間の延長等について

（令和2年9月17日）
商工労働局

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされている事業者等を対象に、「社会保険労務士による相談窓口」を開設しているところであるが、この度、国は雇用調整助成金の緊急対応期間を更に延長し12月末までとしたことから、本相談窓口も合わせて設置期間を延長するとともに、相談ニーズ等の状況を踏まえ、相談窓口の体制を次のとおり変更する。

- ・ 設置期間を12月28日まで延長（雇用調整助成金の緊急対応期間延長に合わせる）
- ・ 相談員を1名体制に変更（一日当たりの相談状況を踏まえた対応）
- ・ 相談日時（昼休憩13時～14時）の変更（相談員1名体制により昼休憩が生じることへの対応）

2 社会保険労務士による相談窓口

(1) 現在の相談体制

概要： 労務の専門家である社会保険労務士が、休業手当の支給など労務管理に関する相談や、雇用調整助成金の申請手続きの助言等について対応。

設置期間： 令和2年5月11日～9月30日

設置場所： 広島県庁東館3階（県・商工団体合同相談窓口と併設）

相談員： 原則2名（社会保険労務士会から派遣）

相談日時： 9時～17時（平日のみ）

主な相談： 雇用調整助成金に関すること（6割以上）

(2) 変更内容

設置期間： 期限を9月30日から12月28日まで延長

※ 雇用調整助成金の緊急対応期間が12月末まで延長されることから、同様に相談窓口を12月28日まで延長する。

相談員： 原則1名（社会保険労務士会から派遣）

※ 現在、直近1か月の1日当たりの相談件数が数件程度（約3件/日）のため、10月1日以降1名体制に変更する。

相談日時： 9時～13時、14時～17時（平日のみ、昼休憩1時間）

※ 相談員1名体制により昼休憩の時間帯が生じるが、12時～13時は従業員からの相談があることを考慮し、13時～14時を昼休憩とする。